

和福障第2号  
令和6年4月1日  
(2024年)

障害福祉サービス等事業者 様

和歌山市長 尾花 正啓  
( 公 印 省 略 )

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の計画書の届出について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

これまで、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）が創設され、処遇改善が実施されてきました。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、これらの加算を一本化し、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」という。）を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととされています。

令和6年4月、5月に関しては処遇改善加算等で計画書を作成し、令和6年6月以降に関しては新加算で計画書を作成していただく必要があります。

提出期限までに届出がない場合は各加算の算定はできませんので、手続に遺漏なきようご留意願います。

1 提出先 和歌山市障害者支援課

※法人内の事業所が和歌山県、その他自治体でも指定を受けている場合は、必要に応じ当該自治体への届出も併せて行ってください。

2 提出期限

提出書類	提出期限
計画書	令和6年4月15日（月）（郵送の場合は当日消印有効）※1
体制等状況一覧表	処遇改善加算等（4月・5月分）は令和6年4月15日（月）※2 新加算（6月分以降）は <u>令和6年5月15日（水）</u> ※3

※1 新加算は令和6年6月15日までに計画の変更の届出は受け付けます。

※2 新加算についても、4月分の体制届出と同じタイミング（～令和6年4月15日）で届出可能。

※3 期日までに提出した届出の内容についても、令和6年6月15日までは変更可能。

継続・新規・区分の変更に関わらず、令和6年度の処遇改善加算等、新加算を算定するすべての事業者は上記期限までに計画書等を提出ください。

3 提出方法 郵送、持参またはメール

（メールの場合は、件名に「令和6年度処遇改善加算等の届出」と記載の上、送信してください。）

（郵送により提出する場合は、受付印を押印した控えを送付するための返信用封筒（宛先を記入し、

切手を貼付したもの（※料金不足とならないようご注意ください。）を必ず同封してください。

#### 4 提出書類

（和歌山市ホームページから当該書類をダウンロードしてください。詳細な掲載先は下記を参照してください。計画書は昨年度から様式が変更されていますので必ず令和6年度用の様式をダウンロードし使用してください）

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書（令和6年度）

	一括で作成可能な事業所数等	計画書
・令和5年度に現行加算を算定しておらず、令和6年度から新規に処遇改善加算を算定する事業所	・1様式で原則1事業所まで ・6月以降、新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合のみ活用可。	別紙様式7-1
・一括で申請する事業所数が10以下の事業者	・1様式で10事業所まで	別紙様式6-1・6-2
・上記以外の場合	・1様式で原則100事業所まで	別紙様式2-1～2-4

- ・ **【新規・区分の変更の場合は、事業所ごとに下記の書類も提出してください】**

【障害福祉サービス】 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

【障害福祉サービス】 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

【障害児通所支援】 障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書

【障害児通所支援】 障害児通所給付費算定に係る体制等状況一覧表

#### 5 注意事項

- ・計画書の提出にあたっては、令和6年3月26日付け障障発0326第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知及びこ支障第86号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の内容を必ずご確認ください。
- ・計画書様式が令和5年度のものから変更されていますので、必ず和歌山市の下記ホームページからダウンロードした様式をお使いください。
- ・また、厚生労働省のホームページ[福祉・介護職員の処遇改善 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index_00007.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/minaoshi/index_00007.html)  
も参考ください。
- ・令和6年6月以降、年度途中に当該加算を新たに算定しようとする場合にあっては、算定を開始しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

6 その他

- ・本通知は、法人あてに送付させていただいております。
- ・届け出に必要な様式その他必要な手続き等は本市ホームページをご参照ください。

**ページ検索方法（以下のどちらからでも検索可能です）**

**（番号検索）市トップ画面右側の広報ページ番号検索欄にページ番号「1056510」を入力**

**（階層検索）和歌山市ホームページ 事業者（トップ画面上段）**

- ↳ 福祉 / 障害福祉サービス等事業者の方へ（ページ下部中央）
  - ↳ 障害福祉サービス等事業者の方へ
    - ↳ お知らせ
      - 「令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について」

加算率（※）	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	<b>I 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	<b>Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	<b>Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	<b>Ⅳ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

**【提出先・連絡先】**

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
 和歌山市福祉局社会福祉部 障害者支援課  
 指定審査グループ 事業所指定担当

TEL：073-435-1060 FAX：073-431-2840  
 Mail：shogaishashien@city.wakayama.lg.jp